

令和3年1月12日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

緊急事態宣言発出に基づく協力要請について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり要請がありました。1月7日、政府は神奈川県を含む一都三県を対象に、令和3年1月8日から2月7日の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。これに伴い、神奈川県も、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部で、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が定められましたので、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

(要請の概要)

1 時短要請について

(令和3年1月12日から2月7日までの間)

- ・ 全県の飲食店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）
- ・ 要請に応じた事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する

○ 知事メッセージ

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/210107_message.html

○ 新型コロナウイルス感染症対策に関する本部会議の資料等について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>

↓

- ・ 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
(令和3年1月7日制定)

県内全ての飲食店の皆さまへ

令和3年1月12日～2月7日の間

5時～20時までの
時間短縮営業に
ご協力をお願いします

(酒類の提供は11時から19時まで)

20時以降は、ネオン消灯にご協力をお願いします

- M** 適切なマスク着用
- A** アルコール等で消毒
- S** アクリル板等でしゃへい
- K** 距離と換気、加えて冬は加湿
の徹底をお願いします

マスク会食を
徹底してください

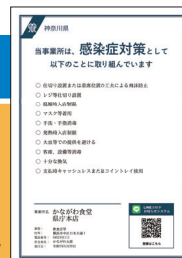
会食時の新マナー「マスク会食」動画▶

神奈川 コロナ マスク会食 検索

<https://www.youtube.com/watch?v=GqA23quWgWg>



感染防止対策
取組書の
掲示をお願いします。



問合せ

新型コロナウイルス
感染症専用ダイヤル



ゼロ コロナ なし
0570-056774

一部のIP電話など左記番号へ
つながらない電話はこちらへ▶ 045-285-0536

■協力金に関する事 ⇒ 音声案内9番 / ■時短要請の内容に関する事 ⇒ 音声案内2番